

土木工事共通仕様書 平成27年10月改正概要

1. 技術基準等の改定に伴う変更

○コンクリート標準示方書の改定に伴う変更

第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート 等

○鋼道路橋防食便覧の改定に伴う変更

第3編土木工事共通編第2章一般施工第3節共通の工種2-3-31現場塗装工 等

○ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアルの改定に伴う変更

第3編土木工事共通編第2章一般施工第15節擁壁工(共通)2-15-3補強土壁工 等

○その他各種技術基準等の改定に伴う変更

2. その他、適用すべき諸基準の制定年月の修正等

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）						新（平成27年10月）																	
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	条文										
1	0	0	0	0	第1編	1	0	0	0	0	第1編	1	0	0	0	第1編	1	0	0	0	0	共通編	
1	1	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	総則
1	1	1	0	0	第1節	1	1	1	0	0	第1節	1	1	1	0	0	第1節	1	1	1	0	0	総則
1	1	1	26	0	1-1-26	1	1	1	26	0	1-1-26	1	1	1	26	0	1-1-26	1	1	1	26	0	工事中の安全確保
1	1	1	26	13	13.安全衛生協議会の設置	1	1	1	26	13	13.安全衛生協議会の設置	1	1	1	26	13	13.安全衛生協議会の設置	1	1	1	26	13	監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改正 法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
1	1	1	26	14	14.安全優先	1	1	1	26	14	14.安全優先	1	1	1	26	14	14.安全優先	1	1	1	26	14	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月改正 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
1	1	1	30	0	1-1-30	1	1	1	30	0	1-1-30	1	1	1	30	0	1-1-30	1	1	1	30	0	環境対策
1	1	1	30	6	6.排出ガス対策型建設機械	1	1	1	30	6	6.排出ガス対策型建設機械	1	1	1	30	6	6.排出ガス対策型建設機械	1	1	1	30	6	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6	受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）						新（平成27年10月）																
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6		1	1	1	30	6
					表1-1-1、表1-1-2						表1-1-1、表1-1-2											
1	1	1	30	9	9.特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、 事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。 なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	30	9	9.特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。 なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。									
1	1	1	32	0	1-1-32	交通安全管理	1	1	1	32	0	1-1-32	交通安全管理									
1	1	1	32	2	2.輸送災害の防止	受注者は、工用車両による土砂、工用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、 交通誘導員 の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	32	2	2.輸送災害の防止	受注者は、工用車両による土砂、工用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、 交通誘導警備員 の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。									
1	1	1	32	4	4.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	4.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。									
1	1	1	32	10	10.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐おそのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	32	10	10.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐おそのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。									
1	1	1	32	12	12.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成24年3月22日改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	12.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。									
1	1	1	34	0	1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1-1-34	諸法令の遵守									

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）					新（平成27年10月）								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項				
編章節条項					編章節条項								
編章節条項					編章節条項								
条文					条文								
1	1	1	34	1	(2)	建設業法（平成24年8月改正 法律第53号）	1	1	1	34	1	(2)	建設業法（平成25年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(5)	労働安全衛生法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(5)	労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）
1	1	1	34	1	(6)	作業環境測定法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(6)	作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）
1	1	1	34	1	(7)	じん肺法（平成16年12月改正 法律第150号）	1	1	1	34	1	(7)	じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）
1	1	1	34	1	(8)	雇用保険法（平成24年3月改正 法律第9号）	1	1	1	34	1	(8)	雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(9)	労働者災害補償保険法（平成24年8月改正 法律第63号）	1	1	1	34	1	(9)	労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(10)	健康保険法（平成24年8月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	(10)	健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）
1	1	1	34	1	(11)	中小企業退職金共済法（平成23年4月改正 法律第26号）	1	1	1	34	1	(11)	中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）	1	1	1	34	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正 法律第86号）
1	1	1	34	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	34	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第74号）
1	1	1	34	1	(14)	道路法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(14)	道路法（平成26年6月改正 法律第72号）
1	1	1	34	1	(15)	道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	(15)	道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(16)	道路運送法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(16)	道路運送法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(17)	道路運送車両法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(17)	道路運送車両法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(18)	砂防法（平成22年3月改正 法律第20号）	1	1	1	34	1	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）
1	1	1	34	1	(19)	地すべり等防止法（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	(19)	地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(20)	河川法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(20)	河川法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(21)	海岸法（平成23年5月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	(21)	海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(22)	港湾法（平成24年3月改正 法律第15号）	1	1	1	34	1	(22)	港湾法（平成26年6月改正 法律第91号）
1	1	1	34	1	(24)	漁港漁場整備法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	34	1	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(25)	下水道法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(25)	下水道法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(26)	航空法（平成23年5月改正 法律第54号）	1	1	1	34	1	(26)	航空法（平成26年6月改正 法律第70号）
1	1	1	34	1	(27)	公有水面埋立法（平成16年6月改正 法律第84号）	1	1	1	34	1	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）
1	1	1	34	1	(29)	森林法（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	(29)	森林法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(30)	環境基本法（平成24年6月改正 法律第47号）	1	1	1	34	1	(30)	環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）
1	1	1	34	1	(31)	火薬類取締法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(31)	火薬類取締法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(32)	大気汚染防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	34	1	(32)	大気汚染防止法（平成26年6月改正 法律第72号）
1	1	1	34	1	(33)	騒音規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）
1	1	1	34	1	(34)	水質汚濁防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	34	1	(34)	水質汚濁防止法（平成25年6月改正 法律第60号）
1	1	1	34	1	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	34	1	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）
1	1	1	34	1	(36)	振動規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）
1	1	1	34	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）	1	1	1	34	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(38)	文化財保護法（平成23年5月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	(38)	文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(39)	砂利採取法（平成23年7月改正 法律第84号）	1	1	1	34	1	(39)	砂利採取法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(40)	電気事業法（平成24年6月改正 法律第47号）	1	1	1	34	1	(40)	電気事業法（平成26年6月改正 法律第72号）
1	1	1	34	1	(41)	消防法（平成24年6月改正 法律第38号）	1	1	1	34	1	(41)	消防法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(43)	建築基準法（平成24年8月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	(43)	建築基準法（平成26年6月改正 法律第92号）
1	1	1	34	1	(44)	都市公園法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(44)	都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	34	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）
1	1	1	34	1	(46)	土壌汚染対策法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	(46)	土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）
1	1	1	34	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成24年9月改正 法律第89号）	1	1	1	34	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号）
1	1	1	34	1	(51)	船員法（平成24年9月改正 法律第87号）	1	1	1	34	1	(51)	船員法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成20年5月改正 法律第26号）	1	1	1	34	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(53)	船舶安全法（平成24年9月改正 法律第89号）	1	1	1	34	1	(53)	船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(54)	自然環境保全法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	34	1	(54)	自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(55)	自然公園法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	34	1	(55)	自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (平成27年4月)					新 (平成27年10月)						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
編章節条項					編章節条項						
条文					条文						
1	1	1	34	1	(56)	1	1	1	34	1	(56)
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正 法律第51号)					公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)						
1	1	1	34	1	(59)	1	1	1	34	1	(59)
技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号)					技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(60)	1	1	1	34	1	(60)
漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号)					漁業法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(61)	1	1	1	34	1	(61)
空港法 (平成23年8月改正 法律第105号)					空港法 (平成26年6月改正 法律第76号)						
1	1	1	34	1	(62)	1	1	1	34	1	(62)
計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)					計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(63)	1	1	1	34	1	(63)
厚生年金保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)					厚生年金保険法 (平成25年6月改正 法律第63号)						
1	1	1	34	1	(64)	1	1	1	34	1	(64)
航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)					航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)						
1	1	1	34	1	(65)	1	1	1	34	1	(65)
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)					資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(67)	1	1	1	34	1	(67)
職業安定法 (平成24年8月改正 法律第53号)					職業安定法 (平成26年6月改正 法律第67号)						
1	1	1	34	1	(68)	1	1	1	34	1	(68)
所得税法 (平成24年3月改正 法律第16号)					所得税法 (平成26年6月改正 法律第91号)						
1	1	1	34	1	(69)	1	1	1	34	1	(69)
水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)					水産資源保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(70)	1	1	1	34	1	(70)
船員保険法 (平成24年9月改正 法律第87号)					船員保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)						
1	1	1	34	1	(71)	1	1	1	34	1	(71)
著作権法 (平成24年6月改正 法律第43号)					著作権法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(72)	1	1	1	34	1	(72)
電波法 (平成23年6月改正 法律第74号)					電波法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(73)	1	1	1	34	1	(73)
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成24年4月改正 法律第27号)					土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(74)	1	1	1	34	1	(74)
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成23年5月改正 法律第47号)					労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(75)	1	1	1	34	1	(75)
農業取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)					農業取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(78)	1	1	1	34	1	(78)
公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月法律第18号)					公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月法律第56号)						
1	1	1	34	1	(80)	1	1	1	34	1	(80)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成24年6月改正 法律第42号)					行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	34	1	(81)	1	1	1	34	1	(81)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成23年12月改正 法律第122号)					高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)						
1	1	1	40	0	1-1-40	1	1	1	40	0	1-1-40
保険の付保及び事故の補償					保険の付保及び事故の補償						
1	1	1	40	5	5.掛金収納書の提出	1	1	1	40	5	5.掛金収納書の提出
受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。					受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。						
1	2	0	0	0	第2章	1	2	0	0	0	第2章
土 工					土 工						
1	2	2	0	0	第2節	1	2	2	0	0	第2節
適用すべき諸基準					適用すべき諸基準						
1	2	2	0	0		1	2	2	0	0	
土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)					土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月)						
1	2	2	0	0		1	2	2	0	0	
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)					土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)						
1	2	2	0	0		1	2	2	0	0	
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成14年10月)					土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)						
1	2	2	0	0		1	2	2	0	0	
土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成11年12月)					土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)						
1	2	3	0	0	第3節	1	2	3	0	0	第3節
河川土工・海岸土工・砂防土工					河川土工・海岸土工・砂防土工						
1	2	3	4	0	2-3-4	1	2	3	4	0	2-3-4
盛土補強工					盛土補強工						
1	2	3	4	6	6.盛土縦断方向の面状補強材	1	2	3	4	6	6.盛土縦断方向の面状補強材
受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。					受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。						
1	2	3	5	0	2-3-5	1	2	3	5	0	2-3-5
法面整形工					法面整形工						

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）					新（平成27年10月）				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
編章節条項					編章節条項				
編章節条項					編章節条項				
1	2	3	5	4	1	2	3	5	4
4.崩壊のおそれのある箇所等の処置					4.崩壊のおそれのある箇所等の処置				
受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
1	3	0	0	0	1	3	0	0	0
第3章					第3章				
1	3	3	0	0	1	3	3	0	0
第3節					第3節				
1	3	3	2	0	1	3	3	2	0
3-3-2					3-3-2				
工場の選定					工場の選定				
1	3	3	2	1	1	3	3	2	1
1.一般事項					1.一般事項				
1	3	3	2	1	1	3	3	2	1
(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。					(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。				
1	3	5	0	0	1	3	5	0	0
第5節					第5節				
1	3	5	4	0	1	3	5	4	0
3-5-4					3-5-4				
材料の計量及び練混ぜ					材料の計量及び練混ぜ				
1	3	5	4	1	1	3	5	4	1
1.計量装置					1.計量装置				
1	3	5	4	1	1	3	5	4	1
(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できる。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。					(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。				
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2
2.材料の計量					2.材料の計量				
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2
(1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。					(1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。				
1	3	5	4	3	1	3	5	4	3
3.練混ぜ					3.練混ぜ				
1	3	5	4	3	1	3	5	4	3
(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119(ミキサで練混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。					(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。				
1	3	6	0	0	1	3	6	0	0
第6節					第6節				
1	3	6	5	0	1	3	6	5	0
3-6-5					3-6-5				
締固め					締固め				
1	3	6	5	1	1	3	6	5	1
1.一般事項					1.一般事項				
受注者は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。					受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状パイプレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠パイプレーターを使用しなければならない。				
1	3	6	9	0	1	3	6	9	0
3-6-9					3-6-9				
養生					養生				

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）					新（平成27年10月）				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
編章節条項					編章節条項				
条文					条文				
1	3	6	9	1	1	3	6	9	1
1.一般事項					1.一般事項				
受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。					受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿度状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。				
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2
2.湿潤状態の保持					2.湿潤状態の保持				
受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表1-3-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。					受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。				
1	3	7	0	0	1	3	7	0	0
第7節					第7節				
1	3	7	1	0	1	3	7	1	0
3-7-1					3-7-1				
鉄筋工					鉄筋工				
一般事項					一般事項				
1	3	7	1	2	1	3	7	1	2
2.照査					2.照査				
受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。					受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。				
1	3	7	1	3	1	3	7	1	3
3.垂鉛メッキ鉄筋の加工					3.垂鉛めっき鉄筋の加工				
受注者は、垂鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。					受注者は、垂鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。				
1	3	7	3	0	1	3	7	3	0
3-7-3					3-7-3				
加工					加工				
1	3	7	3	3	1	3	7	3	3
3.鉄筋の曲げ半径					3.鉄筋の曲げ半径				
受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				
1	3	9	0	0	1	3	9	0	0
第9節					第9節				
1	3	9	2	0	1	3	9	2	0
3-9-2					3-9-2				
暑中コンクリート					暑中コンクリート				
施工					施工				
1	3	9	2	3	1	3	9	2	3
3.打設時のコンクリート温度					3.打設時のコンクリート温度				
打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。					打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。				
1	3	10	0	0	1	3	10	0	0
第10節					第10節				
1	3	10	3	0	1	3	10	3	0
3-10-3					3-10-3				
養生					養生				
1	3	10	3	5	1	3	10	3	5
5.養生中のコンクリート温度					5.養生中のコンクリート温度				
表3-5 寒中コンクリートの養生期間					表3-5 寒中コンクリートの養生期間				
2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
第2編					第2編				
材料編					材料編				
2	2	0	0	0	2	2	0	0	0
第2章					第2章				
土木工事材料					土木工事材料				
2	2	3	0	0	2	2	3	0	0
第3節					第3節				
骨材					骨材				
2	2	3	3	0	2	2	3	3	0
2-3-3					2-3-3				
アスファルト舗装用骨材					アスファルト舗装用骨材				
2	2	3	3	4	2	2	3	3	4
4.鉄鋼スラグ					4.鉄鋼スラグ				
鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。					鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。				
2	2	3	6	0	2	2	3	6	0
2-2-3-6					2-2-3-6				
安定材					安定材				
2	2	3	6	1	2	2	3	6	1
表2-16 舗装用石油アスファルトの規格					表2-16 舗装用石油アスファルトの規格				
2	2	5	0	0	2	2	5	0	0
第5節					第5節				
鋼材					鋼材				
2	2	5	2	0	2	2	5	2	0
-5-2					-5-2				
構造用圧延鋼材					構造用圧延鋼材				

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）					新（平成27年10月）					
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
3	2	3	31	13	3	2	3	31	13	
				(5)					(5)	
				受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	3	31	15	3	2	3	31	15	
				15.塗装禁止箇所					15.塗装禁止箇所	
				受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。						受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	
				16.検査					16.検査	
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	
				(3)					(3)	
				受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。						受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	
				(6)④					(6)④	
				④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。						④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。
3	2	3	31	17	3	2	3	31	17	
				17.記録					17.記録	
3	2	3	31	17	3	2	3	31	17	
				(2)					(2)	
				受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)の外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図3-2-3のとおり記録しなければならない。						受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)の外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図3-2-3のとおり記録しなければならない。
3	2	4	0	0	3	2	4	0	0	
				第4節					第4節	
3	2	4	5	0	3	2	4	5	0	
				2-4-5					2-4-5	
3	2	4	5	4						
				4.杭頭処理						
				受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。						
3	2	4	5	5	3	2	4	5	4	
				5.機械据付け地盤の整備					4.機械据付け地盤の整備	
3	2	4	5	6	3	2	4	5	5	
				6.周辺への影響防止					5.周辺への影響防止	
3	2	4	5	7	3	2	4	5	6	
				7.鉛直の保持					6.鉛直の保持	
3	2	4	5	8	3	2	4	5	7	
				8.掘削速度					7.掘削速度	
3	2	4	5	9	3	2	4	5	8	
				9.支持地盤の確認					8.支持地盤の確認	
3	2	4	5	10	3	2	4	5	9	
				10.鉄筋かごの建込み					9.鉄筋かごの建込み	
3	2	4	5	11	3	2	4	5	10	
				11.鉄筋かごの継					10.鉄筋かごの継	
3	2	4	5	12	3	2	4	5	11	
				12.鉄筋かごの組立て					11.鉄筋かごの組立て	
3	2	4	5	13	3	2	4	5	12	
				13.コンクリート打設					12.コンクリート打設	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）						新（平成27年10月）																
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項
3	2	12	11	12	④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は 2倍の測定を行い 基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	3	2	12	11	12	④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が 基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。									
3	2	13	0	0	第13節	橋梁架設工	3	2	13	0	0	第13節	橋梁架設工									
3	2	13	1	0	2-13-1	一般事項	3	2	13	1	0	2-13-1	一般事項									
3	2	13	1	1		本節は、橋梁 仮設 工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。	3	2	13	1	1		本節は、橋梁 架設 工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。									
3	2	14	0	0	第14節	法面工（共通）	3	2	14	0	0	第14節	法面工（共通）									
3	2	14	2	0	2-14-2	植生工	3	2	14	2	0	2-14-2	植生工									
3	2	14	2	6	6.耳芝	受注者は、張芝、筋芝、 人工張芝 の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。	3	2	14	2	6	6.耳芝	受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。									
3	2	14	2	8	8.芝串	受注者は、 張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当たり2～3本の芝串で固定しなければならない 。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	8.芝串	受注者は 張芝の脱落を防止するため、張芝1㎡当たり20～30本の芝串で固定するものとする 。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。									
3	2	15	0	0	第15節	擁壁工（共通）	3	2	15	0	0	第15節	擁壁工（共通）									
3	2	15	3	0	2-15-3	補強土壁工	3	2	15	3	0	2-15-3	補強土壁工									
3	2	15	3	5	5.面状補強材の継ぎ目	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	3	2	15	3	5	5.盛土横断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。									
3	2	15	3	6	6.面状補強材の重ね合せ幅	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、 設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない 。	3	2	15	3	6	6.盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、 面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない 。									
3	2	15	3	8	8.補強材隙間の防止	受注者は、補強材を敷設する時は 場合 、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	3	2	15	3	8	8.補強材隙間の防止	受注者は、補強材を敷設する時は 場合 、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。									
3	2	15	3	9	9.盛土材の敷き均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等 を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	9.盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等 を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。									
3	2	15	3	13	13.壁面調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた 壁面調整 しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、 ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない 。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡しなければならない。	3	2	15	3	13	13.壁面材の調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて 壁面材の調整 しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、 ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない 。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡しなければならない。									
3	2	16	0	0	第16節	浚渫工（共通）	3	2	16	0	0	第16節	浚渫工（共通）									
3	2	16	3	0	2-16-3	浚渫船運転工	3	2	16	3	0	2-16-3	浚渫船運転工									

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）					新（平成27年10月）								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項				
3	2	16	3	11	11.浚渫済み箇所 の堆砂の処置	3	2	16	3	11	11.浚渫済み箇所 の堆砂の処置		
					受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の 施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の 出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。						受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の 施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の 出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。		
6	0	0	0	0	第6編	河川 編	6	0	0	0	第6編	河川 編	
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	第1章	築堤・護岸	
6	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	1	2	0	1		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成22年6月一部改正）	6	1	2	0	1		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成26年12月一部改正）
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工	6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工
6	1	7	1	0	1-7-1	一般事項	6	1	7	1	0	1-7-1	一般事項
6	1	7	1	5	5.遮水シートの布 設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合 は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シート の敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端 部は接着はずれ、はく離等のないよう施工しなければならない。	6	1	7	1	5	5.遮水シートの布 設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合 は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シート の敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端 部の接着は、ずれ、はく離等のないよう施工しなければならない。
6	1	7	2	0	1-7-2	材 料	6	1	7	2	0	1-7-2	材 料
6	1	7	2	1			6	1	7	2	1	1.遮水シート	
6	2	0	0	0	第2章	浚渫(河川)	6	2	0	0	0	第2章	浚渫(河川)
							6	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							6	2	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係 基準等によらなければならない。
6	2	2	0	0	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)	6	2	3	0	0	第3節	浚渫工(ポンプ浚渫船)
6	2	2	1	0	2-2-1	一般事項	6	2	3	1	0	2-3-1	一般事項
6	2	2	2	0	2-2-2	浚渫船運転工(民船・官船)	6	2	3	2	0	2-3-2	浚渫船運転工(民船・官船)
6	2	2	3	0	2-2-3	作業船及び機械運転工	6	2	3	3	0	2-3-3	作業船及び機械運転工
6	2	2	4	0	2-2-4	配土工	6	2	3	4	0	2-3-4	配土工
6	2	3	0	0	第3節	浚渫工(グラブ船)	6	2	4	0	0	第4節	浚渫工(グラブ船)
6	2	3	1	0	2-3-1	一般事項	6	2	4	1	0	2-4-1	一般事項
6	2	3	2	0	2-3-2	浚渫船運転工	6	2	4	2	0	2-4-2	浚渫船運転工
6	2	3	3	0	2-3-3	作業船運転工	6	2	4	3	0	2-4-3	作業船運転工
6	2	3	4	0	2-3-4	配土工	6	2	4	4	0	2-4-4	配土工
6	2	4	0	0	第4節	浚渫工(バックホウ浚渫船)	6	2	5	0	0	第5節	浚渫工(バックホウ浚渫船)
6	2	4	1	0	2-4-1	一般事項	6	2	5	1	0	2-5-1	一般事項
6	2	4	2	0	2-4-2	浚渫船運転工	6	2	5	2	0	2-5-2	浚渫船運転工
6	2	4	3	0	2-4-3	作業船運転工	6	2	5	3	0	2-5-3	作業船運転工
6	2	4	3	1		作業船運転工の施工については、第6編6-2-3-3作業船運転工の規定 による。	6	2	5	3	1		作業船運転工の施工については、第6編6-2-4-3作業船運転工の規定 による。
6	2	4	4	0	2-4-4	揚土工	6	2	5	4	0	2-5-4	揚土工
6	2	5	0	0	第5節	浚渫土処理工	6	2	6	0	0	第6節	浚渫土処理工
6	2	5	1	0	2-5-1	一般事項	6	2	6	1	0	2-6-1	一般事項
6	2	5	2	0	2-5-2	浚渫土処理工	6	2	6	2	0	2-6-2	浚渫土処理工
6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管
6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	0	2		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成22年6月一部改正）	6	3	2	0	2		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成26年12月一部改正）
6	3	2	0	5		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)（平成24年3月）	6	3	2	0	5		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)（平成25年3月）
6	4	0	0	0	第4章	水 門	6	4	0	0	0	第4章	水 門
6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	4	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成22年6月一部改正）	6	4	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成26年12月一部改正）

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (平成27年4月)					新 (平成27年10月)					
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
編章節条項					編章節条項					
条文					条文					
6	4	2	0	0		6	4	2	0	0
					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)
6	5	0	0	0	第5章	6	5	0	0	0
					堰					第5章
6	5	2	0	0	第2節	6	5	2	0	0
					適用すべき諸基準					第2節
6	5	2	0	5		6	5	2	0	5
					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)
6	5	2	0	5		6	5	2	0	5
					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)
6	5	6	0	0	第6節	6	5	6	0	0
					可動堰本体工					第6節
6	5	6	1	0	5-6-1	6	5	6	1	0
					一般事項					5-6-1
6	5	6	1	2	2.適用規定	6	5	6	1	2
					受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					2.適用規定
										受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	8	0	0	第8節	6	5	8	0	0
					魚道工					第8節
6	5	8	1	0	5-8-1	6	5	8	1	0
					一般事項					5-8-1
6	5	8	1	2	2.適用規定	6	5	8	1	2
					受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					2.適用規定
										受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	6	0	0	0	第6章	6	6	0	0	0
					排水機場					第6章
6	6	2	0	0	第2節	6	6	2	0	0
					適用すべき諸基準					第2節
6	6	2	0	0		6	6	2	0	0
					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)
6	6	2	0	0		6	6	2	0	0
					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)
6	7	0	0	0	第7章	6	7	0	0	0
					床止め・床固め					第7章
6	7	2	0	0	第2節	6	7	2	0	0
					適用すべき諸基準					第2節
6	7	2	0	4		6	7	2	0	4
					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)					国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)
6	9	0	0	0	第9章	6	9	0	0	0
					河川修繕					第9章
6	9	2	0	0	第2節	6	9	2	0	0
					適用すべき諸基準					第2節
6	9	2	0	1		6	9	2	0	1
					日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)					日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)
6	9	2	0	1		6	9	2	0	1
					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)					ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)
7	0	0	0	0	第7編	7	0	0	0	0
					河川海岸編					第7編
7	4	0	0	0	第4章	7	4	0	0	0
					浚渫(海岸)					第4章
						7	4	2	0	0
										第2節
						7	4	2	0	1
										適用すべき諸基準
										受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。
7	4	2	0	0	第2節	7	4	3	0	0
					浚渫工(ポンプ浚渫船)					第3節
7	4	2	1	0	4-2-1	7	4	3	1	0
					一般事項					4-3-1
7	4	2	2	0	4-2-2	7	4	3	2	0
					浚渫船運転工					4-3-2
7	4	2	3	0	4-2-3	7	4	3	3	0
					作業船及び機械運転工					4-3-3
7	4	2	3	0		7	4	3	3	0
					作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規定による。					作業船及び機械運転工の施工については、第6編6-2-3-3作業船及び機械運転工の規定による。
7	4	2	4	0	4-2-4	7	4	3	4	0
					配土工					4-3-4
7	4	3	0	0	第3節	7	4	4	0	0
					浚渫工(グラブ船)					第4節
7	4	3	1	0	4-3-1	7	4	4	1	0
					一般事項					4-4-1
7	4	3	2	0	4-3-2	7	4	4	2	0
					浚渫船運転工					4-4-2
										浚渫船運転工

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (平成27年4月)					新 (平成27年10月)				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
編章節条項					編章節条項				
条文					条文				
8	3	2	0	0	8	3	2	0	0
PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)					PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)				
9	0	0	0	0	9	0	0	0	0
第9編 ダム 編					第9編 ダム 編				
9	1	0	0	0	9	1	0	0	0
第1章 コンクリートダム					第1章 コンクリートダム				
9	1	2	0	0	9	1	2	0	0
第2節 適用すべき諸基準					第2節 適用すべき諸基準				
9	1	2	0	0	9	1	2	0	0
土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)					土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月)				
9	1	4	0	0	9	1	4	0	0
第4節 ダムコンクリート工					第4節 ダムコンクリート工				
9	1	4	1	0	9	1	4	1	0
1-4-1 一般事項					1-4-1 一般事項				
9	1	4	1	3	9	1	4	1	3
3.骨材使用時の注意(1) 受注者は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を使用しなければならない。					3.骨材使用時の注意(1) 受注者は、設計図書に基づいて製造した骨材を使用しなければならない。				
9	1	4	6	0	9	1	4	6	0
1-4-6 練りませ 練りませ					1-4-6 練りませ 練りませ				
9	1	4	6	2	9	1	4	6	2
2.ミキサの練りませ性能試験 受注者は、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。					2.ミキサの練りませ性能試験 受注者は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練りませ性能試験方法)によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。				
9	1	4	6	5	9	1	4	6	5
5.1練りの量及び練りませ時間の決定 受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。					5.1練りの量及び練りませ時間の決定 受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練りませ性能試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。				
9	1	4	6	5	9	1	4	6	5
(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。					(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練りませ性能試験方法)により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。				
9	1	4	10	0	9	1	4	10	0
1-4-10 締固め					1-4-10 締固め				
9	1	4	10	2	9	1	4	10	2
2.内部振動機 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。					2.コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状パイプレータを用いなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。				
9	1	4	10	3	9	1	4	10	3
3.内部振動機の性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。					3.棒状パイプレータの性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する棒状パイプレータを用いなければならない。				
9	1	4	10	4	9	1	4	10	4
4.内部振動機の操作 受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。					4.棒状パイプレータの操作 受注者は、棒状パイプレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状パイプレータが下層に入るようにしなければならない。				
9	1	4	10	4	9	1	4	10	4
また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。					また、棒状パイプレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。				
9	1	4	10	5	9	1	4	10	5
5.内部振動時間 受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがはず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったように見えるまで、内部振動を行わなければならない。					5.締固め時間 受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。				
9	1	4	10	5	9	1	4	10	5
また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。					また、棒状パイプレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。				
9	1	4	11	0	9	1	4	11	0
1-4-11 継目					1-4-11 継目				

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）						新（平成27年10月）																													
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項
9	1	4	11	4	4.レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、 レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と協議しなければならない。	9	1	4	11	4	4.レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、 既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、その時期については、監督職員と協議しなければならない。																						
9	1	4	12	0	1-4-12	養生	9	1	4	12	0	1-4-12	養生																						
9	1	4	12	2	2.打込み直後の養生	受注者は、 養生にあたっては、コンクリート打込み直後は湛水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	9	1	4	12	2	2.打込み直後の養生	受注者は、 コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定、期間については設計図書によらなければならない。																						
9	1	7	0	0	第7節	埋設物設置工	9	1	7	0	0	第7節	埋設物設置工																						
9	1	7	2	0	1-7-2	冷却管設置	9	1	7	2	0	1-7-2	冷却管設置																						
9	1	7	2	4	4.通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。	9	1	7	2	4	4.通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければならない。																						
9	2	0	0	0	第2章	フィルダム	9	2	0	0	0	第2章	フィルダム																						
							9	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準																						
							9	2	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。																						
9	2	2	0	0	第2節	掘削工	9	2	3	0	0	第3節	掘削工																						
9	2	2	1	0	2-2-1	一般事項	9	2	3	1	0	2-3-1	一般事項																						
9	2	2	2	0	2-2-2	掘削分類	9	2	3	2	0	2-3-2	掘削分類																						
9	2	2	3	0	2-2-3	過掘の処理	9	2	3	3	0	2-3-3	過掘の処理																						
9	2	2	4	0	2-2-4	発破制限	9	2	3	4	0	2-3-4	発破制限																						
9	2	2	5	0	2-2-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	9	2	3	5	0	2-3-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理																						
9	2	2	6	0	2-2-6	不良岩等の処理	9	2	3	6	0	2-3-6	不良岩等の処理																						
9	2	2	7	0	2-2-7	建設発生土の処理	9	2	3	7	0	2-3-7	建設発生土の処理																						
9	2	2	8	0	2-2-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認	9	2	3	8	0	2-3-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認																						
9	2	2	9	0	2-2-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	9	2	3	9	0	2-3-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理																						
9	2	3	0	0	第3節	盛立工	9	2	4	0	0	第4節	盛立工																						
9	2	3	1	0	2-3-1	一般事項	9	2	4	1	0	2-4-1	一般事項																						
9	2	3	2	0	2-3-2	材料採取	9	2	4	2	0	2-4-2	材料採取																						
9	2	3	3	0	2-3-3	着岩材の盛立	9	2	4	3	0	2-4-3	着岩材の盛立																						
9	2	3	4	0	2-3-4	中間材の盛立	9	2	4	4	0	2-4-4	中間材の盛立																						
9	2	3	5	0	2-3-5	コアの盛立	9	2	4	5	0	2-4-5	コアの盛立																						
9	2	3	6	0	2-3-6	フィルターの盛立	9	2	4	6	0	2-4-6	フィルターの盛立																						
9	2	3	7	0	2-3-7	ロックの盛立	9	2	4	7	0	2-4-7	ロックの盛立																						
9	2	3	8	0	2-3-8	堤体法面保護工	9	2	4	8	0	2-4-8	堤体法面保護工																						
10	0	0	0	0	第10編	道路編	10	0	0	0	0	第10編	道路編																						
10	1	0	0	0	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	第1章	道路改良																						
10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準																						
10	1	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成18年11月）	10	1	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成25年10月）																						
10	1	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	10	1	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）																						
10	1	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成12年2月）	10	1	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）																						
10	1	2	0	0		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成15年11月）	10	1	2	0	0		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月）																						

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (平成27年4月)					新 (平成27年10月)				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
編章節条項					編章節条項				
編章節条項					編章節条項				
条文					条文				
10	1	2	0	0	10	1	2	0	0
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成14年10月)					土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)				
10	1	5	0	0	10	1	5	0	0
第5節 法面工					第5節 法面工				
10	1	5	1	0	10	1	5	1	0
1-5-1 一般事項					1-5-1 一般事項				
10	1	5	1	2	10	1	5	1	2
2.適用規定 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。					2.適用規定 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				
10	2	0	0	0	10	2	0	0	0
第2章 舗装					第2章 舗装				
10	2	2	0	0	10	2	2	0	0
第2節 適用すべき諸基準					第2節 適用すべき諸基準				
10	2	2	0	0	10	2	2	0	0
国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成16年3月)					国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成16年3月)				
10	2	9	0	0	10	2	9	0	0
第9節 標識工					第9節 標識工				
10	2	9	1	0	10	2	9	1	0
2-9-1 一般事項					2-9-1 一般事項				
10	2	9	1	3	10	2	9	1	3
3.適用規定 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編 3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成16年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					3.適用規定 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編 3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				
10	3	0	0	0	10	3	0	0	0
第3章 橋梁下部					第3章 橋梁下部				
10	3	2	0	0	10	3	2	0	0
第2節 適用すべき諸基準					第2節 適用すべき諸基準				
10	3	2	0	0	10	3	2	0	0
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)					日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)				
10	4	0	0	0	10	4	0	0	0
第4章 鋼橋上部					第4章 鋼橋上部				
10	4	2	0	0	10	4	2	0	0
第2節 適用すべき諸基準					第2節 適用すべき諸基準				
10	4	2	0	0	10	4	2	0	0
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)					日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)				
10	6	0	0	0	10	6	0	0	0
第6章 トンネル(NATM)					第6章 トンネル(NATM)				
10	6	5	0	0	10	6	5	0	0
第5節 覆工					第5節 覆工				
10	6	5	3	0	10	6	5	3	0
6-5-3 覆工コンクリート工					6-5-3 覆工コンクリート工				
10	6	5	3	3	10	6	5	3	3
3.コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。					3.コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。				
10	7	0	0	0	10	7	0	0	0
第7章 コンクリートシェッド					第7章 コンクリートシェッド				
10	7	4	0	0	10	7	4	0	0
第4節 プレキャストシェッド上部工					第4節 プレキャストシェッド上部工				
10	7	4	6	0	10	7	4	6	0
7-4-6 横締め工					7-4-6 横締め工				
10	7	4	6	1	10	7	4	6	1
① 引張装置のキャリブレーション					① ジャッキのキャリブレーション				
10	8	0	0	0	10	8	0	0	0
第8章 鋼製シェッド					第8章 鋼製シェッド				
10	8	2	0	0	10	8	2	0	0
第2節 適用すべき諸基準					第2節 適用すべき諸基準				
10	8	2	0	0	10	8	2	0	0
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)					日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)				
10	14	0	0	0	10	14	0	0	0
第14章 道路維持					第14章 道路維持				
10	14	4	0	0	10	14	4	0	0
第4節 舗装工					第4節 舗装工				

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成27年4月）					新（平成27年10月）								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項				
編章節条項					編章節条項								
条文					条文								
10	14	4	7	0	14-4-7	10	14	4	7	0	14-4-7	路上再生工	
10	14	4	7	2	2.路上表層再生工	10	14	4	7	2	2.路上表層再生工		
10	14	4	7	2	(2)	室内配合	10	14	4	7	2	(2)	室内配合
10	14	4	7	2	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	2	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-24マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。
10	14	4	7	2	(3)	現場配合	10	14	4	7	2	(3)	現場配合
10	14	4	7	2		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-24マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪 寒	10	15	0	0	0	第15章	雪 寒
10	15	3	0	0	第3節	除雪工	10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	6	0	15-3-6	歩道除雪工	10	15	3	6	0	15-3-6	歩道除雪工
10	15	3	6	2	2.適用規定	受注者は、「ハンドガイド式除雪車」により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。	10	15	3	6	2	2.適用規定	受注者は、「クローラ・ハンドガイド型除雪機」により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	16	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	10	16	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)
10	16	17	0	0	第17節	法面工	10	16	17	0	0	第17節	法面工
10	16	17	1	0	16-17-1	一般事項	10	16	17	1	0	16-17-1	一般事項
10	16	17	1	2	2.適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針」のり面工編、斜面安定工編(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第7章吹付砕工、第8章プレキャスト砕工、第9章現場打ちコンクリート砕工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	17	1	2	2.適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針」のり面工編、斜面安定工編(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。